旧	新
旧 (教育・保育時間) 第6条 こども園における教育・保育時間は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) (2)	(教育・保育時間) 第6条 こども園における教育・保育時間は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、 当該各号に定める時間とする。 (1) (2)